

- ・未然防止（道徳教育の推進など）
- ・早期発見・早期対応（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充）

加えて、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）に対応するため、子供や保護者向けの啓発用リーフレットを、教育委員会などへ配布している。また、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、より実効的な対策を講じるため、平成26年6月に「いじめ防止対策協議会」を設置した。さらに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

（いじめの問題に関する相談対応）

- 文部科学省は、子供が全国どこからでも、夜間・休日を含めていつでもいじめなどの悩みを相談することができるよう、全国統一の電話番号（0570-0-78310（なやみ言おう））⁹⁶を設定し、24時間いじめ相談ダイヤルを実施している。
- 警察は、少年サポートセンターの警察施設外への設置、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設など⁹⁷、いじめを受けた子供が相談しやすい環境の整備を進めている。
- 法務省は、人権擁護機関において、「インターネット人権相談受付窓口」（SOS-eメール）⁹⁸、フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」（0120-007-110）⁹⁹、全国の小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」¹⁰⁰の配布などを行っている。（**図表15**）

図表15 子どもの人権SOS-eメール，子どもの人権SOSミニレター



（出典）法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html）

（2）自殺対策

- 政府では、「自殺対策基本法」に基づく「自殺総合対策大綱」により、関係府省で連携して、自殺対策を総合的に推進している。
- 文部科学省は、平成26（2014）年度には、学校における自殺予防教育導入の手引きである「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」について審議のまとめを作成し、公表した。

6 被害防止のための教育

（1）安全教育

（学校における安全教育）

- 文部科学省は、「防犯教室」、「交通安全教室」、「防災教室」の開催を支援している。平成26（2014）年度には、東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育手法の開発を行うためのモデル事業等を

96 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

97 第2部第3章第1節3（2）「非行防止、相談活動等」を参照。

98 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

99 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

100 相談したいことを書き、裏面の封筒部分を切り取り、便箋部分を入れてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届く。切手を貼る必要はない。http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html

行った。

(警察が行う防犯教育・交通安全教育)

○警察は、学校や教育委員会と連携して、幼稚園や保育所、小学校等において、防犯教室を開催している。また、関係機関・団体と協力しつつ、保育所や学校などにおいて、交通安全教育を行っている。

(防災に関する各種取組)

- 内閣府は、幼児から成人を対象に防災ポスターコンクールを実施するなどしている¹⁰¹。
- 消防庁は、ホームページ上に「こどもぼうさいe-ランド」を開設し、幼児から中学生の子供を対象に、地震や風水害などの災害への備えや具体的な対応などを分かりやすく解説している¹⁰²。
- 気象庁は、教育関係機関と緊密な連携を図り、教材や資料の公開や避難訓練の支援、教職員向け研修での説明などにより、学校防災教育を支援している。

(2) メディアを活用する能力の向上

(情報モラル教育の推進)

○文部科学省は、教員による指導の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」¹⁰³や、小中学校の教員が情報モラル教育を行うための参考資料である「情報モラル教育実践ガイド」¹⁰⁴を周知・配布している。また、いわゆる「ネット依存」を始めスマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴うトラブルの発生など情報化の進展に伴う新たな課題に対応し適切な指導を行うため、教員が指導する際に役立つ動画教材や¹⁰⁵教員向け指導手引書を作成し、教育委員会に周知・配布した。

(メディアリテラシーの向上)

○総務省は、子供のICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラム¹⁰⁶の普及等を行っている。

(3) 女性に対する暴力

○内閣府では、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ者や予防啓発活動に関心のある学生などに対して研修を実施した。

第4章 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

1 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組

○文部科学省は、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応や、保護者への学習機会の企画・提供などの家庭教育を支援する地方公共団体の取組を推進している。また、平成26(2014)年度は、家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援手法の実証研究を行い、問題を抱え孤立した家庭に対する新たな支援手法の開発を図った。そのほか、家庭教育支援チームの登録制度の見直しやロゴマークの作成を行った。(図表16)

101 <http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/index.html>

102 幼児から小学校低学年向け<http://open.fdma.go.jp/e-college/eland/nyuutai.html>

小学校高学年から中学生向けhttp://open.fdma.go.jp/e-college/eland/syou_tyuu.html

103 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm

104 <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>

105 http://www.jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html

106 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyoiku_joho-ka/media_literacy.html